

堺

堺市景観計画

(抜粋)

－ 目 次 －

第1章 はじめに ～堺市景観計画について～

1-1 景観計画改定の背景	1
1-2 景観形成の意義	2
1-3 計画の位置づけと役割	3
1-4 景観計画の区域	3

第2章 景観形成の理念・基本方針

2-1 堺市の景観構造とその成り立ち	4
2-2 堺市の景観特性	5
2-3 景観形成の理念	15
2-4 景観形成の基本方針	16

第3章 地域別景観形成方針

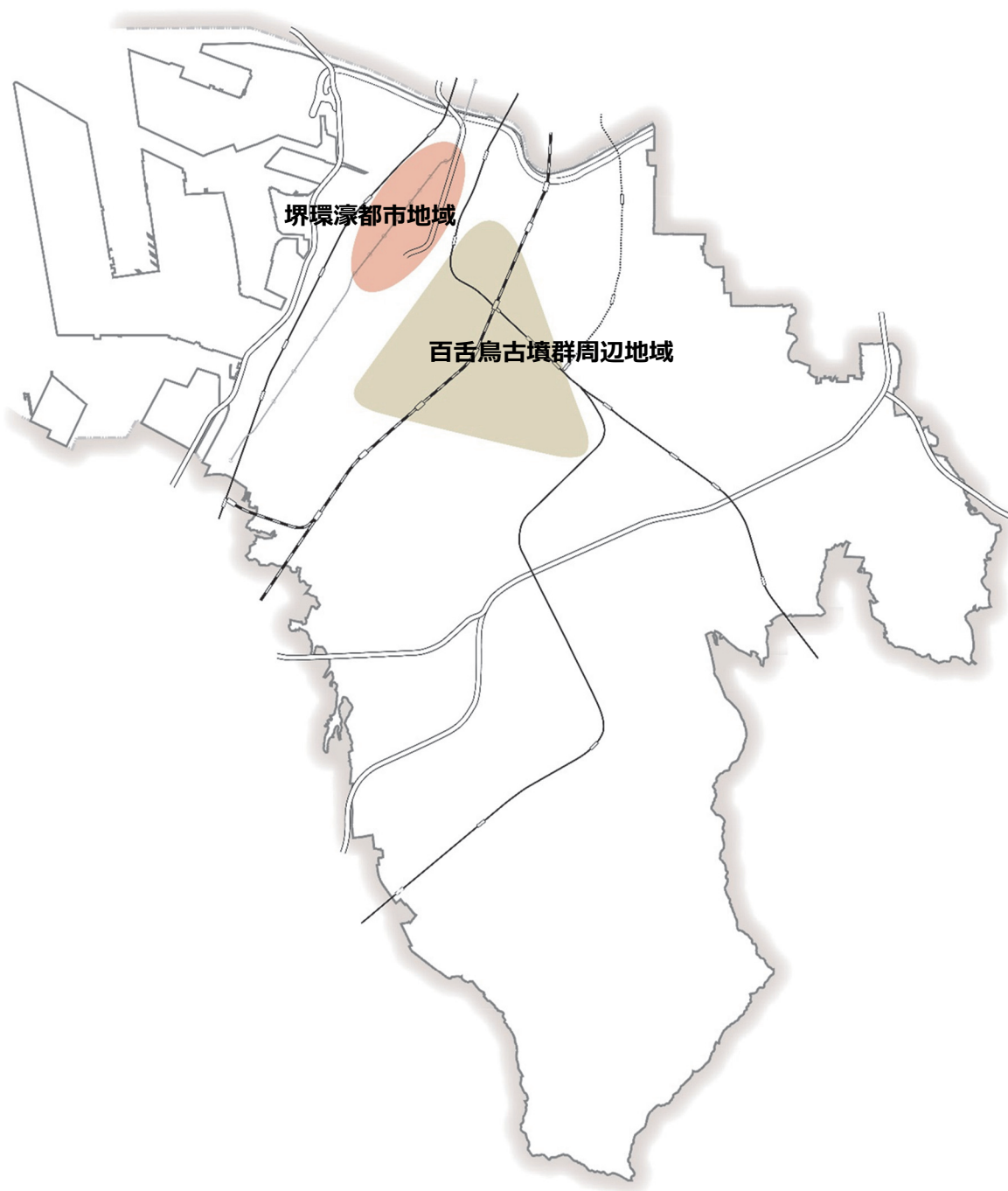
地域特性に応じた景観形成	17
3-1 都心・周辺市街地景観	18
3-2 近郊市街地景観	26
3-3 郊外市街地景観	35
3-4 田園景観	41
3-5 丘陵市街地景観	45
3-6 丘陵地景観	51
3-7 臨海市街地景観	55

第4章 景観形成の推進方策

推進方策の基本的な考え方	59
4-1 全市における景観形成＜全市レベル＞	61
4-2 重点的に景観形成を図る地域＜地域・地区レベル＞	71
4-3 住民主体の景観形成に向けた活動＜コミュニティレベル＞	87

4-2 重点的に景観形成を図る地域＜地域・地区レベル＞

百舌鳥古墳群周辺地域及び堺環濠都市地域は本市を代表する歴史文化的景観を有し、また、それらを堺ならではの魅力としてその価値を高めることで、さまざまな人が訪れ集うことが期待される地域です。地域の良好な景観を保全して活用するため「重点的に景観形成を図る地域」として指定し、積極的な取組を進めます。



(1) 百舌鳥古墳群周辺地域

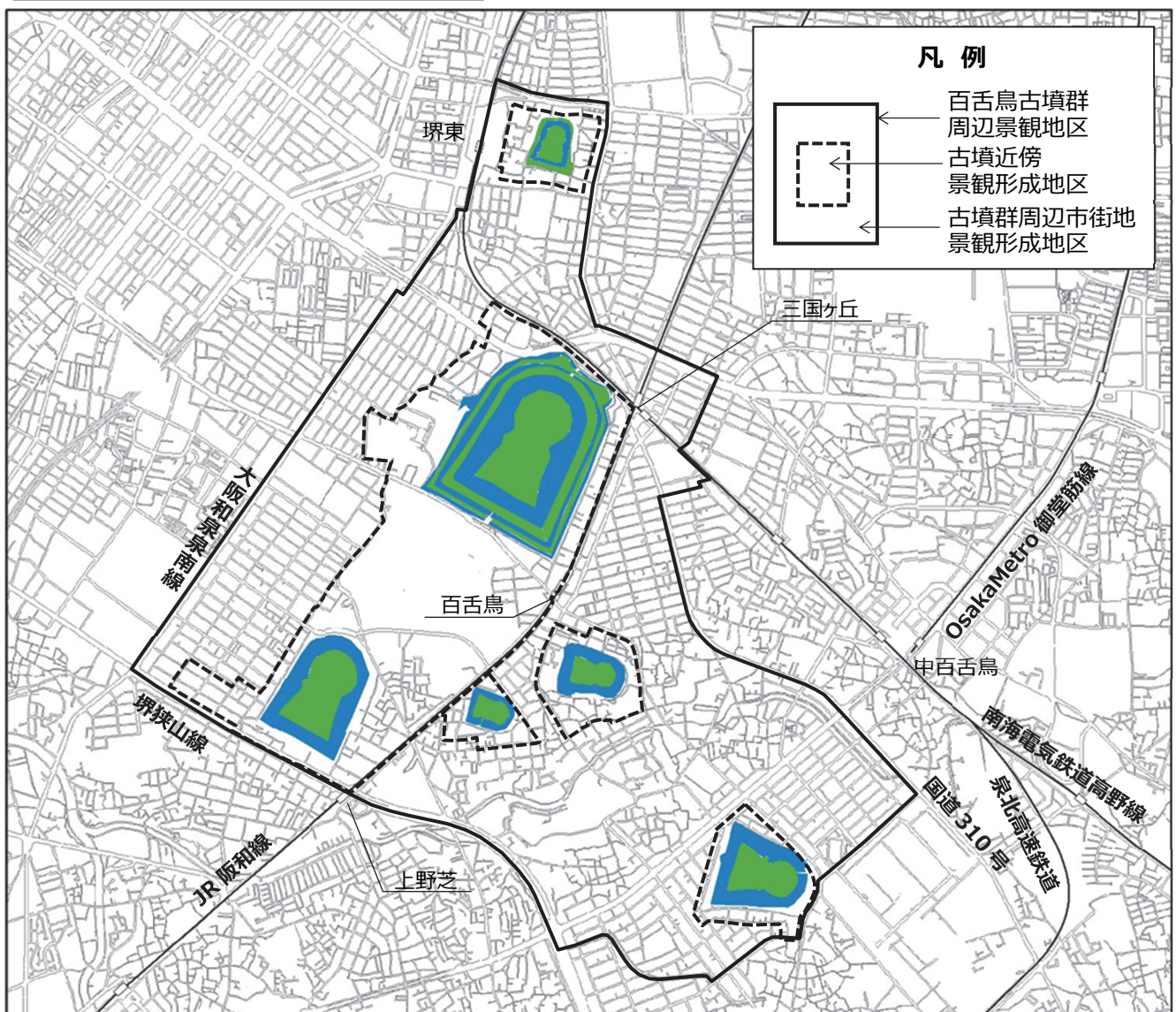
1) 百舌鳥古墳群周辺地域での景観誘導の考え方

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の景観や環境を保全するために、古墳周囲に設定される区域である緩衝地帯を百舌鳥古墳群周辺地域の範囲とし、同範囲を都市計画で百舌鳥古墳群周辺景観地区と定めて景観形成を図ります。なかでも、都市計画で第一種低層住居専用地域又は風致地区に指定している区域については「古墳近傍景観形成地区」とし、それ以外の区域については「古墳群周辺市街地景観形成地区」とします。

(下図参照)

認定制度を通じて、景観形成ガイドラインを活用しながら以下に示す景観特性や景観形成の方針が反映されたこの地域にふさわしい魅力ある景観形成に努めます。

百舌鳥古墳群周辺景観地区の区域



2) 主な景観資源・景観特性

この地域の特徴的な景観資源や特性を紹介します。

自然景観



① 緑に覆われた壮大な景観を見せる墳丘



② 安らぎを創出する墳丘や堤の緑と濠の水辺



③ 日本庭園など歴史や文化を感じられる緑豊かな大仙公園



④ けやき並木の緑陰が美しい今池三国ヶ丘線（けやき通り）

歴史文化景観



⑤ 反正天皇陵古墳に隣接する方違神社



⑥ シンボリックな景観の旧天王貯水池



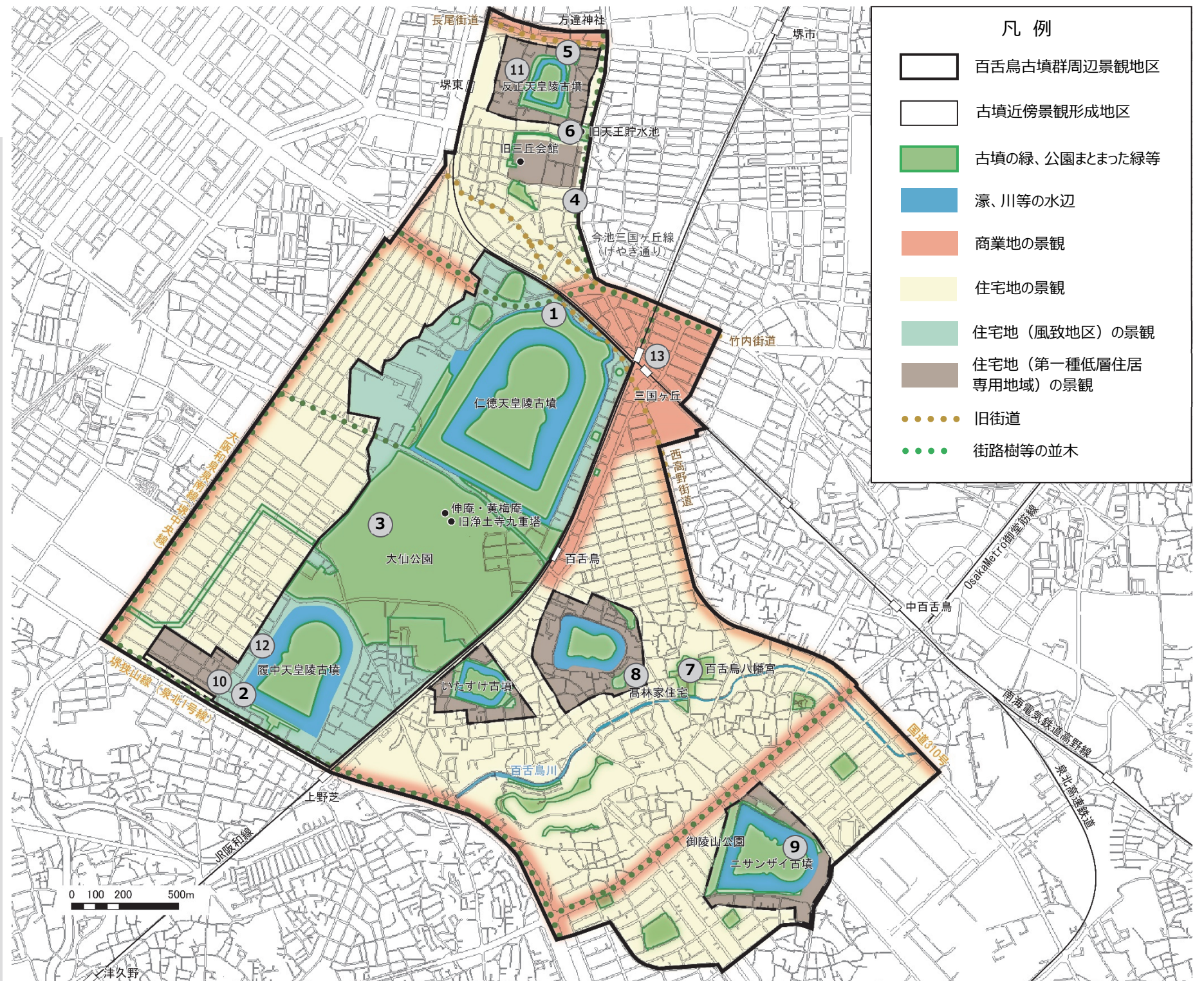
⑦ ふとん太鼓の秋祭りが行われる百舌鳥八幡宮



⑧ 御廟山古墳の近くにある国の重要文化財、高林家住宅



⑨ ニサンザイ古墳と御陵山公園



市街地景観



⑩ 第一種低層住居専用地域の低層建築物によるまちなみ



⑪ 低層建築物により、古墳への視線を確保したまちなみ



⑫ 緑豊かな風致地区のまちなみ



⑬ 商業施設等が立地する三国ヶ丘駅前

3) 景観形成の方針

百舌鳥古墳群と調和した周辺市街地の景観を形成するため、本地域の景観の目標を次のように定めます。

壮大で緑豊かな古墳群と調和したまちなみの形成

そして、この目標を実現するための方針を次のように定めます。

百舌鳥古墳群周辺景観地区においては、

1. 巨大前方後円墳周囲の視点場からの眺望景観を保全します。
2. 巨大前方後円墳の雄大さが感じられる景観を保全します。
3. 古墳群と調和した景観を形成します。

なかでも、「古墳近傍景観形成地区」にあつては、

4. 巨大前方後円墳が周囲から浮かび上がって見える景観を保全します。
5. 古墳の静寂さを感じられる落ち着いた景観を保全します。

4) 制限内容

① 認定対象行為

景観地区における認定対象行為は以下のとおりとします。

行為の種別	区域	対象規模
<u>建築物の新築、増築、改築</u> <u>(※1) 若しくは移転、</u> <u>外観を変更することとなる修繕</u> <u>若しくは模様替え又は色</u> <u>彩の変更 (※2)</u>	古墳近傍 景観形成地区 (※3)	すべての建築物
	古墳群周辺市街地 景観形成地区	次のいずれかに該当するもの (増築・改築後に以下の規模になるものを含む) -建築物の高さが 10m を超えるもの -地上 4 階以上のもの -延べ面積が 500 m ² を超えるもの

※1：建築物の増築、改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の 10 分の 1 を超えるもの。

※2：建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、既存色での修繕等（タイルの貼替、塗替など）も認定対象とし、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の 3 分の 1 を超えるもの。

※3：巨大前方後円墳の周囲で、都市計画において、第一種低層住居専用地域、又は風致地区に指定されている区域。

②行為の制限（景観形成の基準）

建築物の形態意匠の制限は、以下のとおりとします。

項目		景観形成の基準
A. 地域特性		-世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の景観や環境を保全するため、この地域特性に配慮し、景観形成方針に則った計画とする。 【自然特性に関する基準】 -安らぎを感じることができる古墳の濠の水辺空間や、古墳と一体となって緑のエリアを形成している大仙公園などの都市公園、街路樹が美しい御陵通りなどの緑豊かな景観を意識した計画となるよう工夫する。 【歴史文化特性に関する基準】 -世界最大級の墳墓である仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の壮大さや、百舌鳥八幡宮や重要文化財である高林家住宅にみられる歴史的な建築物、竹内街道などのまちなみの特性を読み取り、それらの特徴的な形態・意匠を取り入れるなど、地域の歴史資産と調和した形態・意匠とする。 【市街地特性に関する基準】 -自然豊かな百舌鳥古墳群と調和した景観形成に向けて、落ち着いた形態・意匠とする。 -地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などでは、にぎわいの創出に寄与する形態・意匠とする場合においても、古墳と調和した節度あるものとする。
B. まちなみ	B-1 周辺との調和	-周辺建築物の高さや低層部の軒高、壁面の位置、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和のとれたまちなみ形成を図る。また、古墳への眺望を妨げないような配置・形状とするなど、古墳や周辺の歴史資産などの調和を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加えて外構の配置も考慮し、周辺との調和に配慮する。
	B-2 まちかど（交差部）の景観形成	-まちかどに位置する建築物については、人の目にとまりやすいことから古墳との調和やその場所の特性などに配慮し、まちかどを印象づけるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。
	B-3 通りの景観形成	-低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して古墳と調和した落ち着いた空間の中にもにぎわいを感じさせる意匠とするよう努める。 -敷地内では植栽を充実させる。特に、道路沿いでは効果的に配置するなど、緑豊かな空間の創出に配慮する。

C1. 建築計画 ／配置・ 外構	C1-1 空地の配置・意匠	-敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、緑豊かな空間となるように努める。														
	C1-2 敷地の形態・意匠	-敷地の門・塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽の配置や舗装の工夫をおこなうなど、緑豊かな百舌鳥古墳群と調和した潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。														
	C1-3 屋外付帯施設 (駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など)	-屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、又は植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、又は本体に組み込むようなデザインとする。														
C2. 建築計画 ／建築物	C2-1 建築物の形態・意匠	-建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感がでるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。														
	C2-2 外壁の材料	-外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。														
	C2-3 外壁の色彩	-外観の色彩は古墳よりめだたないよう低彩度のものとし、緑豊かな古墳や周辺と調和するものを用いる。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。 【色彩基準（大規模建築物 ※1）】 -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の 1/3 以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は表 1 のとおりとする。 表 1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR（橙）系</td><td>6 以上</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td><td>6 以上</td><td>3 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>6 以上</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td>無彩色</td><td>6 以上</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> -サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を 2 以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の 1/3 以下とする。	色相	明度	彩度	YR（橙）系	6 以上	4 以下	R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下	上記以外	6 以上	2 以下	無彩色	6 以上
色相	明度	彩度														
YR（橙）系	6 以上	4 以下														
R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下														
上記以外	6 以上	2 以下														
無彩色	6 以上	-														

		-ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の 1／20 以下の範囲で使用するものとする。 -写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。 -色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイル又は素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。 -ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。 【色彩基準（大規模建築物以外）】 -ベースカラーは見付面積の最も多く用いられている色彩とし、その色彩の基準は表 2 のとおりとする。 表 2<table><tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr><tr><td>YR（橙）系</td><td>6 以下</td></tr><tr><td>R（赤）、Y（黄）系</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>2 以下</td></tr></table> -アクセントカラーを用いる場合は見付面積に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。	色相	彩度	YR（橙）系	6 以下	R（赤）、Y（黄）系	4 以下	上記以外	2 以下
色相	彩度									
YR（橙）系	6 以下									
R（赤）、Y（黄）系	4 以下									
上記以外	2 以下									
	C2-4 屋根	-屋根の色彩は低明度・低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。								
C3. 建築計画 ／付帯設備等	C3-1 屋上付帯設備等 （塔屋、屋上設備など）	-スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上付帯設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。								
	C3-2 屋外階段・外壁付 帯設備（室外機、樋など）	-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。								

※1：大規模建築物

次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む）

- 建築物の高さが15mを超えるもの
- 地上6階以上のもの
- 延べ面積が3,000㎡を超えるもの

堺市景観計画

令和6年 8月 改定

堺市 建築都市局 都市計画部 都市景観室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 072-228-7432 / FAX 072-228-8468

堺市配架資料番号 1-J1-24-0148